

一般社団法人経済倶楽部定款

第1章 名称

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人経済倶楽部と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、内外経済その他についての調査、研究および発表を行い、会員相互の研鑽・親睦を図るとともに、社会に貢献することを主たる目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 内外経済・政治・社会・文化等に関する必要と思われる事項を調査・研究・評論すること。
 - (2) 定例講演会、各種討論会その他の会合を催すこと。
 - (3) 講演録その他刊行物を出版すること。
 - (4) ホール、会議室などの貸室事業を営むこと。
 - (5) その他、目的を達成するために必要な事業。
2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員
 - (2) 法人登録個人会員 法人会員が登録した個人名義会員
 - (3) 法人無記名会員 法人会員が個人登録を行わない無記名会員
2. 前項の(1)個人会員および(2)法人登録個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、会員の紹介を得て申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 入会時には所定の入会金と会費を支払うものとし、入会金は事情の如何を問わずこれを返還しない。入会金および会費は、理事会の定めるところによる。会員が、退会した場合は、既納会費はこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が退会するときは、この法人に退会届を提出するほか、所定の手続きをしなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に著しく違反したとき
- (2) 健全なる社会道徳に著しく反する行為のあったと認められるとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を6箇月以上履行しなかったとき
 - (2) 総会において決議されたとき
 - (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

(休 会)

- 第11条 個人会員が、勤務先の事情または疾病などにより、一定期間会費納入を中止したいときは、理事会の承認を得て休会会員となることができる。休会会員はその間、会員としての権利を停止される。ただし、休会期間は1年を超えることはできない。休会会員の権利等については、別途定める。

第4章 会員総会

(構 成)

- 第12条 会員総会は、第5条第2項に規定する会員をもって構成する。定時会員総会の会員資格は毎年4月30日現在の会員をもってし、臨時会員総会の場合は開催月の前々月月末における会員とする。
2. 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 会員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の選任または解任
 - (3) 理事および監事の報酬等の総額
 - (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散および残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 この法人の会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会とする。定時会員総会は、毎年度5月に1回開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
3. 会員総会を招集するには、理事長は、会員総会の日の2週間前までに、会員に対して、必要事項を記載した書面をもって通知する。

- 第16条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 会員総会における議決権は、第5条第2項に定める会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第18条 会員総会の決議は、議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用に当たっては、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長および出席した監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員構成)

第21条 この法人に、以下の役員を置く。
(1) 理事 10名以上20名以内
(2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長、1名を常任理事とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 理事長および常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 理事長および常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
3. 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(相談役および諮問委員)

第28条 この法人に任意の機関として、若干名の相談役および20名以内の諮問委員を置くことができる。相談役および諮問委員は理事会で選任する。

2. 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 理事長からの相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3. 諮問委員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長から諮問された事項について参考意見を述べること
- (2) 会員相互の研鑽・親睦に資すること

4. 相談役および諮問委員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長および常任理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常任理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長に事故あるときは、常任理事が理事会を招集する。

3. 理事の3分の1以上の要求があるときは、臨時理事会を開催することを要する。

4. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 理事長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第36条 1. この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時会員総会に提出する。総会では以下の第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款変更、解散および残余財産

(定款の変更)

第39条 この定款は、会員総会によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告とする。
2. 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は、浅野純次とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2012年5月28日改定